

はじめに

かつて浄化槽は、公共下水道未整備地域の事業場等に設置される水洗便所汚水を処理する施設としての役割がその主たるもので、通常の家庭に設置されるというようなことは極めて稀であった。

その後、国民の生活水準の向上に伴い一般家庭においても水洗便所が普及し、また、国民の生活様式の多様化に伴い生活排水の質的変化が生じた。その結果、これらは公共用水域の水質保全を図るうえで見過ごし難い影響を及ぼすようになり、単独処理浄化槽の処理水と未処理の生活雑排水は、公共用水域の大きな水質汚濁源と目されることになった。

この問題に対応するために、これまでに何回かの浄化槽の構造基準改正を通じて、水洗便所汚水と生活雑排水を併せて処理する合併処理浄化槽の普及が図られ、また、その処理レベルの高度化が図られた。平成7年12月27日付け構造基準改正では、小規模合併処理浄化槽における窒素除去性能を有する構造や、放流水のBOD、COD、窒素、リン等の高度な処理性能を有する構造が定められた。その結果最近では、浄化槽は生活排水による水質汚濁を防止するうえで、きわめて重要な役割を果たすものと評価されるようになった。

平成10年6月12日に建築基準法の改正が行われ、従来の構造基準中心から性能規定化へ改める等その体系が大幅に改正され、平成12年6月1日に新制度が施行された。

浄化槽に関しては、次のように規定が改められた。

- ① 浄化槽の構造は汚物処理性能に関して政令で定める技術基準に適合すること。
- ② 浄化槽は上記技術基準に適合するものとして、国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けたものとする。

先に発行した「浄化槽の構造基準・同解説2005年版」は、平成12年に改正建築基準法が施行された後多くの浄化槽が大臣認定を受けており、新しい制度が定着したことを受けて刊行されたものである。

その後浄化槽法の一部が改正されて平成17年5月20日に公布され、平成18年2月1日より施行された。改正浄化槽法では浄化槽からの放流水に係る水質基準が創設され、環境省関係浄化槽法施行規則第1条の2において「BODの除去率が90%以上、放流水のBODが20mg/ℓ以下」と定められた。

これに対応して平成17年7月21日に建築基準法施行例が改正され、浄化槽法と同等の水質基準を規定し、平成18年2月1日から施行された。これを受けて平成18年1月17日に浄化槽の構造を定める告示の改正を公布し、2月1日から施行された。この告示改正により、新しい水質基準が確保できない旧告示第2、第3の規定が削除されることとなった。

これらの動向を踏まえ、関係法令の改正内容なども含めて本書を刊行することとした。

浄化槽の適切な設置と性能の確保を通じて、きれいな河川、湖沼、そして海を守るために、本書が多くの関係者の方々のお役に立てば幸いである。

平成18年11月

「浄化槽の構造基準・同解説」編集委員会
委員長 土屋隆夫